第十条

1　領事官は、任務の遂行に当たり、次の当局にあてて通信することができる。

(a)　領事管轄区域内の権限のある地方当局

(b)　接受国の権限のある中央当局。ただし、中央当局にあてた通信は、接受国の法令及び慣行によって許容される範囲内のものとする。

2　領事機関の要請があるときは、その領事管轄区域内の権限のある地方当局は、自国の法令の定める範囲内で、当該地方当局が管轄する地域における公共の安全（派遣国の国民の安全を含む。）についての状況に関する情報であって適当と認めるものを当該領事機関に提供することを決定する。

3　領事機関及びその領事管轄区域内の権限のある地方当局は、緊急事態に係る準備のため、相互間の連絡の経路を維持する。

第十一条

1　この協定は、文脈上許容される範囲内で、外交使節団による領事任務の遂行についても、適用する。

2　外交使節団の構成員であって、外交使節団の領事部に配属されたもの又は他の方法により領事任務の遂行を命ぜられたものの氏名は、接受国の外務省又はその指定する当局に通告する。

3　外交使節団は、領事任務の遂行に当たり、次の当局にあてて通信することができる。

(a)　領事管轄区域内の地方当局

(b)　接受国の法令及び慣行によって許容される場合には、接受国の中央当局

4　2に規定する外交使節団の構成員の特権及び免除は、外交関係に関する国際法の規則により引き続き規律される。

第十二条

1　この協定は、千九百六十三年四月二十四日にウィーンで作成された領事関係に関するウィーン条約（以下「ウィーン条約」という。）第七十三条2の規定に基づき、ウィーン条約の規定を確認し、補足し、拡大し、及び拡充する。

2　この協定により明示的に規律されない事項については、ウィーン条約により引き続き規律される。

3　この協定のいかなる規定も、締約国のこの協定及びウィーン条約以外の国際取極に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

4　この協定のいかなる規定も、いずれかの締約国と第三国との間のウィーン条約に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十三条

この協定は、同時に、中華人民共和国香港特別行政区及び中華人民共和国マカオ特別行政区に適用する。

第十四条

両締約国の代表者は、共通の関心事である領事に関する事項（この協定の解釈又は実施に係る事項を含む。）について相互に協議するために随時会合する。

第十五条

1　この協定は、批准されなければならない。批准書の交換は、東京で行われるものとする。この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　いずれの締約国も、外交上の経路を通じた書面による通告により、この協定を終了させることができる。終了は、当該通告を受領した日の後六箇月を経過した時に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年十月二十四日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　宮本雄二

中華人民共和国のために
　胡正躍

外務大臣　岡田　克也
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

（右条約の英文）

AGREEMENT ON CONSULAR RELATIONS
BETWEEN JAPAN AND THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

Japan and the People's Republic of China (hereinafter referred to as "the Parties"),

Desiring to develop their consular relations in order to facilitate the protection of the rights and interests of their nations and nationals, and to promote the friendly relations and cooperation between the two countries,

Have agreed as follows:

Article 1

For the purposes of the present Agreement, the following expressions shall have the meanings hereunder assigned to them:

(a) "consular post" means any consulate-general, consulate, vice-consulate or consular agency;

(b) "consular district" means the area assigned to a consular post for the exercise of consular functions;

(c) "head of consular post" means the person charged with the duty of acting in that capacity;

(d) "consular officer" means any person, including the head of a consular post, entrusted in that capacity with the exercise of consular functions;

(e) "consular premises" means the buildings or parts of buildings and the land ancillary thereto, irrespective of ownership, used exclusively for the purposes of the consular post;

(f) "consular archives" includes all the papers, documents, correspondence, books, films, tapes and registers of the consular post, together with the ciphers and codes, the card-indexes, the data stored in memory medium and any articles of furniture intended for their protection or safekeeping.

Article 2

Consular functions are exercised by consular posts. They are also exercised by diplomatic missions in accordance with the provisions of the present Agreement.